

健康福祉委員会会議記録

1. 日 時 令和8年2月26日(木) 午後1時15分
1. 場 所 第2委員会室
1. 出席委員等

委 員 長	ほ と だ	ゆ う な
副 委 員 長	沢 田	あ き ひ と
委 員	野 口	じ ゅ ん
〃	太 田	丈 之
〃	つ ち や	正 順
〃	久 保 川	隆 志
〃	細 田	伸 一
〃	石 原	み さ 子
〃	大 場	諭
〃	増 田	好 秀
〃	加 藤	武 央

1. 欠席委員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

こども部次長	杉 山 育 子
こども施策課長	井 上 雄 一
妙典こども 地域交流館長	斎 藤 葉 子
こども家庭相談課長	須 賀 裕 子
こども家庭相談課 副 参 事	西 村 恵 子
子育て給付課長	枳 澤 大 介
こども施設入園課長	奥 野 真 一 郎
幼保施設管理課長	藤 井 純 一
幼保施設管理課副参事	渡 邊 眞 理 子
福祉部長	鷺 沼 隆
福祉部次長	寺 島 崇

地域共生課長	宮本隆之
地域包括支援課長	高橋誠
介護保険課長	尾瀬太一
障がい者支援課長	加藤俊也
生活支援課長	山田洋孝
生活支援課副参事	鈴木隆広
生活支援課副参事	石川憲次
市営住宅課長	富川雅晴
保健部次長	樋口智昭
保健医療課長	小森裕治
健康支援課長	高城晃
健康支援課副参事	石井雅紘
国保年金課長	生澤治
国保年金課副参事	大久保雅彦

1. 会議に付した事件

- | | | |
|---|------------|--|
| { | (1) 議案第47号 | 市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | (2) 議案第48号 | 市川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| | (3) 議案第49号 | 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | (4) 議案第50号 | 市川市介護保険条例の一部改正について |
| | (5) 議案第51号 | 市川市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | (6) 議案第54号 | 令和7年度市川市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された事項 |

第1条	第2項	歳出	第3款	民生費
〃	〃	〃	第4款	衛生費のうち第1項 保健衛生費

- | | |
|------------|------------------------------|
| (7) 議案第55号 | 令和7年度市川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| (8) 議案第57号 | 令和7年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |

- (9) 議案第56号 令和7年度市川市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (10) 議案第59号 令和8年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項

第1条	第2項	歳出	第3款	民生費
〃	〃	〃	第4款	衛生費のうち第1項 保健衛生費
第3条	債務負担行為のうち第11段			

会 議 概 要

午後 1 時15分開議

○ほとだゆうな委員長 ただいまから健康福祉委員会を開会する。

○ほとだゆうな委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法を、①総括、②初回総括 2 回目以降一問一答、③質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名のった上で発言されるようお願いしたい。

○ほとだゆうな委員長 議案第47号市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第48号市川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

〔こども施策課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

まず、議案第47号について採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、議案第48号について採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第49号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○こども施策課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第50号市川市介護保険条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○介護保険課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第51号市川市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○国保年金課長 本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

○大場 諭委員 一問一答で2つ伺いたい。資料の(1)の最終的な保険税均等割は2,100円となっているが、その説明と、(3)について、1人当たりの保険税のイメージが2割、5割、7割とは、具体的にどのような割り振りになるのかの基準。

その2つについて再度御説明願いたい。

○国保年金課長 まず、均等割2,100円については、県から示された標準税率と均等割額を集めると、本市から県に納める2億9,000万円の金額が賄えると示された金額であるので、そのまま使わせていただいている。

7割、5割、2割であるが、これは低所得世帯に対する均等割額の減額分になる。世帯員数によって変わってくるが、仮に1人世帯の場合、7割軽減は年間所得が43万円以下、5割軽減が73万5,000円以下、2割軽減が99万円以下となっている。

○大場 諭委員 (1)については、市川市に対しては県から支援金2億9,000万円の割り振りがあって、それで本市としての均等割を決めたのか。

○国保年金課長 委員のお示しのとおりである。

○大場 諭委員 (1)はそれで結構である。

(3)、7割軽減は43万円、5割軽減は73万円、2割軽減は99万円。平均年額は3,876円とあるが、これは所得に応じてスライドしていく考えか。

○国保年金課長 委員のおっしゃるとおり、所得に応じて金額が変わってくるものである。

○ほとだゆうな委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第54号令和7年度市川市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された事項を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔地域共生課長、障がい者支援課長、介護保険課長、市営住宅課長、こども施策課長、こども施設入園課長、子育て給付課長、幼保施設管理課長、こども部次長、こども家庭相談課長、生活支援課長、国保年金課長、健康支援課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たっては、ページ数、項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○増田好秀委員 初回総括2回目以降一問一答で5点伺いたい。

36ページ、37ページ、1目社会福祉総務費の12節委託料の行旅病人死亡人等処置委託料101万8,000円で、これは何人想定か。内訳、積算根拠を伺いたい。

2点目、38、39ページ、1目児童福祉総務費の17節設備購入費の事業用機械器具費110万円。妙典こども館に遊具を買うとのことであったが、具体的に何を買うのか。

3点目、42、43ページで2目児童措置費の11節役務費、手数料、障害児通所給付費審査支払手数料36万円である。何件想定しているのか、内訳、積算根拠を伺いたい。

4点目、同じページの6目こども館費の17節備品購入費の事業用機械器具費70万円である。遊具などを購入するとのことであったが、具体的に何を買うのか。

最後5点目、8目こども家庭センター費の17節備品購入費の事業用機械器具費30万円。親子スペースにプレーマット等を購入するとのことであった。恐らくふかふかの積み木かと想定しているが、具体的に何を買うのか。

以上5点伺いたい。

○**地域共生課長** 行旅病人死亡人等処置委託料についてお答えする。

決算見込みは92件で、1件当たりの単価は13万3,548円、決算見込額が1,228万6,416円、当初予算との差額が265万416円となる。補正予算書には載っていないが、生活困窮者の自立支援事業の委託料において入札の差金が出たが、148万8,420円不用となる見込みで、こちらを流用し、今回の当初予算で101万8,000円計上しているものである。

○**ほとだゆうな委員長** 当初の見込み件数はいかがか。

○**地域共生課長** 当初55件見込んでいたが、92件に決算見込みを設定した。

○**こども施策課長** 私からは御質疑に2点お答えする。

まず1つ目が、39ページ、第1目児童福祉費第17節備品購入費の事業用機械器具費についてである。妙典こども地域交流館の遊具等を購入するものであり、内容としては、小さめのミニバスケットゴールや、線路をつなぐ未就学児用のおもちゃを購入予定である。

2点目が43ページの第6目こども館費第17節備品購入費、事業用機械器具費である。こちらは体を動かす遊具で、卓球台や、いわゆるストラックアウトと言われる1から9の数字が書いてあってボールを当てるターゲットゲーム、また、ソファーベッド、テーブルを購入予定である。

○**障がい者支援課長** 私からは43ページの一番上、手数料、障害児通所給付費審査支払手数料についてお答えする。

当初予算では4万1,568件、527万9,000円を計上していたが、決算見込みにおいて、4万4,400件、563万9,000円、今回補正で計上している件数は2,832件、金額が36万円となっている。

○**こども家庭相談課長** 42ページ、第8目こども家庭センター費の17節備品購入費について御説明する。

この30万円に関しては、2階フロアにある親子スペースで子どもたちが遊ぶクッションマットの購入になる。プレーマットが3点で9万8,010円、プレーマットをつなぐジョイントのマットが2,860円の6点で1万7,160円。ほかに、子どもがお絵描きをするホワイトボードが1点で8万3,600円になる。あとは、マットの手前に置いてある案内のスタンドについて1点、6万1,600円となっている。

○**増田好秀委員** 1点だけ再質疑する。36ページ、37ページの1目社会福祉総務費、12節委託料の行旅病人死亡人等処置委託料である。

1点確認させていただきたいのは、当初は55件想定し、最終的には92件想定し

ているので、ギャップの37件が今回の積算根拠との理解でよいのか。また、当初予算の265万416円で、もう一つのギャップ分が148万8,420円、引き算して101万8,000円にならないと思った。その辺、私は理解できていないので、もう一度伺いたい。

○地域共生課長 申し訳ない。説明が分かりづらかったので再度説明させていただく。

まず、当初予算が55件の想定で金額が963万6,000円であった。決算見込みが92件で金額が1,228万6,416円となる。決算見込額と当初予算額の差は、人数にして37件、不足額が265万416円となる。今回、補正予算として計上しているものが、そのうち101万8,000円となる。そうすると、金額が補正予算だけでは足りないので、この補正予算書にはないが、当初予算で計上した生活困窮者自立支援事業の委託料における入札差金が残りの148万8,420円となる。この補正予算額の101万8,000円と入札差金148万8,420円を足したものが不足額になる。

○増田好秀委員 1,228万円と963万円でギャップ分が265万円、今回補正は101万円であるが、148万幾らについて今説明していただいた。265万416円引く148万幾らは、間違えてなければ101万8,000円にならない。私が単純に引き算しているが、それは間違いで、そこには何か分かりやすい理由があるのか、そこを伺いたくて再質疑した。

○地域共生課長 決算見込みから当初予算の額を引いた金額から、さらに委託料の入札差金などの流用で減じたものが最終的に101万8,000円となる。

○増田好秀委員 数値で明確に答えていただけると思うが、委託の流用額は幾らか。

○地域共生課長 当初予算のうち行旅病人の救護委託料と別に無縁墓の遺骨の埋葬料が14万5,000円残っていたので、それと入札差金の148万8,420円を足して、それでも足りないものが101万8,000円となり、増額の補正を計上したものである。

○増田好秀委員 恐らくもう分かっていると思うが、無縁墓が14万5,000円で、積算して265万416円になる。そこの積算部分を全部伺いたい。

○地域共生課長 積算は、まず、行旅病人死亡人等処置委託料が当初予算で963万6,000円、行旅病人の救護委託料が10万円、無縁墓の遺骨埋葬料が10万円、合計すると983万6,000円になる。決算見込額は、行旅病人死亡人等処置委託料が1,228万6,416円、無縁墓の遺骨埋葬料が5万5,000円、合計1,234万1,416円。不足額が250万5,416円になる。

○増田好秀委員 そこまでの説明は今のとおりで、金額が上下しているのは置い

ておいて、250万5,416円のギャップ分があって、恐らくここから今回の補正101万8,000円分引いた残りが流用額だと思うが、そこの流用額の内訳の説明をいただきたいとずっと聞いているので、その点、いろいろ調査していただき、伺いたい。

○**ほとだゆうな委員長** 後刻よろしく願います。

○**大場 諭委員** 項目を挙げて一問一答、5項目ある。補正予算の37ページ、24節積立金。2つ目が39ページ、住宅管理費の14節工事請負費の改修工事費。39ページで高齢者支援費の12節委託料、減額補正の件。4つ目が45ページ、生活保護総務費、12節委託料の減額補正。最後の5項目め、47ページ、予防費、12節委託料2億1,100万円の増額。

まず、37ページの福祉基金積立550万8,000円。先ほどの御説明では寄附金を積立てしたとのことであるが、積立ての目的は明確になっているのか伺いたい。

○**地域共生課長** 本市の高齢者等の福祉のために役立ててほしいとの寄附者の思いがある。そのようなことで福祉基金に積み立てているが、使用について今のところは特に具体的な予定はない。庁内で協議した上で、福祉の向上に役立つものに用途を定めて福祉基金を充てるものになっている。

○**大場 諭委員** 何となく分かった。要するに、寄附であるので福祉全般に使うのであろうが、明確に目的が決まるのがいつなのか。今の時点で聞くべきか、いつまでも基金として乗せていくのか。その点だけ伺いたい。

○**地域共生課長** 今年度、行徳支所と本庁を結ぶ福祉の手続のための遠隔通信を始めるために実際に使用したが、今後もそのように適宜必要に応じて使っていくことになると思う。

○**大場 諭委員** 当面使うのは1つあると。将来についてまだ分からないのは、基金としては使い方がおかしいのではないかと思うので、ぜひ明確にしていきたい。基金の扱いについてはお任せする。これはこれで結構である。

○**地域共生課長** 福祉基金を使うに当たっては、福祉部だけではなくて財政部との協議になるので、その点は補足する。

○**大場 諭委員** その辺は理解している。様々な基金がいろいろなところで積み重ねられていて、要するに曖昧な使い道が増えてしまうのが一番よくない。基金の取扱いについては明確にしていきたい。

次、39ページの高齢者支援費の12節委託料は減額である。先ほど、見守りの委託費は、あんしん電話の移行者が少なかったので減額だとの説明であったが、あんしん電話から何に移行したのか。

○**地域包括支援課長** あんしん電話から、見守り通報装置、センサーなどの見守

り通報装置一式を貸与する事業に移った。

○大場 諭委員 移行者が少ないということは、あんしん電話を使っていた人が今は何もつけていない状況か。

○地域包括支援課長 移行できなかった者の後追いはできていないが、見守りと一言で言っても、例えば新聞、ヤクルトなどの市の見守り協定を結んでいる事業者による見守りサービスなどの様々なサービスがあり、全員とは言わないまでも、何らかのサービスを利用されていると考えている。

○大場 諭委員 お分かりだと思うが、今のお話は非常に重要なことである。要は、あんしん電話ならつけていたが、移行したものについては様々な理由でつけていない。この様々な理由が一番心配である。本来、あんしん電話で見守りができていた人が、なぜ移行しなかったのかしっかりと押さえないと。例えば、アルソックの駆けつけなど、いろいろあるが、それにしっかりと移行しているのかは押さえるべきではないか。そこは指摘して、また将来聞く。

次の14節、市営住宅改修工事費839万4,000円について、入札差金と御説明があったが、その内容と理由について。

○市営住宅課長 内容は、相之川第三団地の外壁工事、屋上の防水棟の改修工事である。一般競争入札で行っているが、結果として839万4,000円の差額が出ている。

○大場 諭委員 分かった。差金が大きいが、全体の金額は幾らか。

○市営住宅課長 当初予算額では1億6,400万円、契約額が1億4,146万円となっている。変更契約が1億5,560万6,000円で、その差額839万4,000円が減額となっている。設計の中には変更契約の部分も入れてあるので、設計担当課の指示で額を多めに見ている。

○大場 諭委員 分かった。特に老朽化が進んでいる市営住宅に関して金額が大きいのので、どこで何が起きているのか気になって伺った。

4項目め、45ページ、これも入札差金か。12節の委託料741万5,000円について、それぞれ委託先が違うのか。金額が特別小さいのは1個だけで大体同じであるが、簡単に御説明いただきたい。

○生活支援課長 45ページ、生活保護総務費の委託料について御説明する。

4件の入札差金で741万5,000円の減額補正を計上しているが、委託料について簡単に御説明させていただく。

まず、1点目の生活保護費公金運搬警備委託料である。これは月1回の生活保護費の支給において、口座払いと生活支援課で直接渡す現金払いがあり、現金払

いの分について、警備会社に第1庁舎の千葉銀行市川市役所出張所から生活支援課まで公金運搬を委託しており、その委託料の差金となっている。

続いて、生活保護受給者健康管理支援事業委託料208万円の減額補正について。まず、被保護者健康管理支援事業があり、こちらは医療扶助の適正化を図るための国の必須事業で、3年の長期継続契約を行っている。令和7年度が長期継続契約の更新の時期となり、一般競争入札を行った結果、208万円の減額補正を計上した。

続いて、生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料315万7,000円の減額について、訪問委託による見守りや年金の調査の手伝いなど、そのようなケースワーカーの補助的業務を行っている。令和7年度は単年度契約で行っていたが、入札の結果、315万7,000円の減額補正を計上した。

最後に、生活保護費返還金等債権回収強化事業委託料205万2,000円の減額であるが、こちらは生活保護費返還金の回収の補助業務を弁護士事務所に委託しており、こちらも一般競争入札の結果、205万2,000円の差金が生じたものである。

○大場 諭委員 1点確認である。それぞれ差金が生じているとのことであるが、特に3行目、自立支援事業委託料315万円は各受給者について、グロスが分かればあれであるが、入札で落札したいがための質の低下が一番困る。これは担当課としては、適正な業務が遂行できる金額で、差金がこれほど出てもいいのか。

○生活支援課長 当初予算の積算に関しては、担当課である技術管理課に相談を行いながら金額の設計をしている。令和7年度においては、昨今の物価高と人件費の高騰等があり、例年よりも高めに積算していたが、一般競争入札の結果、この金額になった。

○大場 諭委員 最後、47ページの予防費、12節委託料の2億1,153万7,000円。これは増額になっているが、特に子宮頸がん予防接種委託料が増えている。日本脳炎、子宮頸がん、帯状疱疹それぞれの今年度当初予算、補正は想定何名か、御説明願いたい。

○健康支援課長 保健衛生費、予防費の12節委託料について、まず、日本脳炎予防接種委託料は当初1万4,440件を見込んでおり、決算見込みが1万6,179件。増額の理由として、日本脳炎予防接種については、6か月から13歳までと年齢の幅があるので、今年度に集中してしまったことが要因の1つとしてあるかと思う。

続いて、子宮頸がん予防接種委託料については、定期接種の2,490件と、積極的勧奨の差し控えにより接種できなかった者をキャッチアップ対象者としているが、こちらが160件、合計2,665件になる。今年度、キャッチアップの対象が最終

年度で、駆け込みの件数が増えて、決算見込みを7,709件見込んでいる。

最後に、带状疱疹予防接種委託が当初1万3,300件、決算見込み1万7,556件。これについては、7年度から定期接種が始まり、様々な周知がなされていることから受診者が増えてきたものと考えている。

○石原みさ子委員 1点だけ、42ページ、43ページ、児童措置費、12節委託料、私立保育園保育委託料と私立幼稚園給付費委託料、合計8億円についてである。

先ほどの御説明では、令和7年度の人事院勧告によるもので人件費であると理解したが、全額人件費なのか。また、金額が大きいのが、保育園、幼稚園のそれぞれの職種、件数など、内訳を伺いたい。

○こども施設入園課長 御質疑いただいた私立保育園運営費及び私立幼稚園運営費に係る増額補正の理由である。先ほどご説明したが、令和7年人事院勧告により国家公務員の給与改定があり、公定価格そのものが増額されたことによって、単価が上がったことによるものである。したがって、基本的な委託料の設計に当たっては、公定価格を基に支出しており、運営に係る全般の経費になっているものである。私立保育園については、当初の見込みより利用児童数が増えているところもあり、人事院勧告によるものと利用児童数の増加によるものの2つの理由をもって増額となったものである。

○石原みさ子委員 保育園、幼稚園、両方とも人事院勧告による給与改定と利用児童数による増額か。

○こども施設入園課長 御指摘のとおり、いずれも同様である。

○石原みさ子委員 職種に対して、全てか。例えば保育士だけではなくて、園長、事務員、調理員、幼保の先生、全てとの理解でいいか。

○こども施設入園課長 お見込みのとおり、設定している単価全てが引上げになっているので、いずれの職種も増額となっている。

○野口じゅん委員 36ページ、37ページ、第1目社会福祉総務費の18節のいちカレ事業運営費負担金について1問だけ。もともと10食単位で負担金を払っていたものを1食単位にしたことによって食品ロスもなくなったし、負担金も減ったとの御説明であったと思うが、あっているか。

○地域共生課長 フードロスであるが、令和7年度に関しては87%から92%であったが、準備食数を適正化したところ、1月末では99.2%とほぼフードロスがない状態になっている。

○野口じゅん委員 それはいつから1食単位にしたのか、約170万円は何食分なのか。

○**地域共生課長** 令和7年の11月から食数を適正化し、約4,000食分となる。

○**野口じゅん委員** 11月に1食単位で負担金を払うことにしていなければ、4,000食分のフードロスと170万円の費用がかかっていたとの理解になると思うが、それで間違いないか。

○**地域共生課長** 当初、1回平均40食を260回実施し、1万400食を見込んでいた。負担金の減額理由としては、フードロスの観点から食数を適正化したこともあるが、ほかにも理由がある。例えばいきいきセンター市川で実施しているものに関しては、当初、週1回を予定していたが、事業者の都合で毎週はできないので月2回になったことや、40食は作れないとのことであった。ほかの事業者もそのようなことで決算見込みは、1回当たりの食数が29.2食、回数が219回で6,395食、差し引くと約4,000食となる。

○**野口じゅん委員** 分かった。つまり単純に予定していた回数よりも開催されなかったのが、その減も含めて4,000食が減ったと。それで結構である。

○**地域共生課長** 増田議員の御質疑に改めてお答えする。

最初から御説明する。当初予算が983万6,000円、決算見込みが1,234万1,416円、決算見込みから当初予算の金額を差し引くと250万5,416円となるが、今回、補正を計上しているのは、そのうちの101万8,000円になる。補正額を含めた時に、不足額が148万7,416円になるが、自立支援事業のうち、子どもの学習生活支援業務委託があり、こちらの入札差金があるので、これを流用して不足額を充足する予定である。

○**増田好秀委員** 子どもの学習生活支援業務委託の入札差金が148万円あって、それを流用するとのことであったが、その入札差金は総額で幾らか。

○**地域共生課長** 今、手元に数字がないので、調べて後ほどお答えする。申し訳ない。

○**増田好秀委員** 今回、行旅病人死亡人等処置委託料の不足分が250万円あって、補正は101万8,000円で、その差額分が148万円で、その分は流用する金額があると。今回私たちが審査して明らかにしなければいけないのは、こちらの差額分148万円は今回の補正のタイミングでどのようにしているのかをクリアにしないと私は思っている。その金額と、その残り分をどのように扱うのかをこのタイミングで伺いたい。

○**ほとだゆうな委員長** 地域共生課長に申し上げる。もし答弁が難しいようであれば議事の進行を調整することを検討するが、いかがか。

○**地域共生課長** 今すぐ金額をこの場でお答えすることができない。

○ほとだゆうな委員長 委員に申し上げる。この後、59号で8年度一般会計予算につき付託された事項があるが、このまま採決はなかなか難しいように感じるので、もしよければ議事を差し替えて、議案第54号の採決を55号、57号、56号の後に繰り下げさせていただきたいが、いかがか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 そのようにさせていただく。

○健康支援課長 発言の訂正をお願いしたい。

先ほど大場議員の御質疑で、46ページ、47ページ、第4款第1項保健衛生費第3目予防費第12節委託料の子宮頸がん予防接種に係る答弁の中で数字を読み間違えた。当初予算での子宮頸がんの数字は、定期が2,490件、キャッチアップ対象者が160件、不適が15件、合わせて2,665件になる。

○ほとだゆうな委員長 発言の訂正を許可する。

では、議案第55号に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第55号令和7年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とする。

提案理由の説明を求めらる。

〔国保年金課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第57号令和7年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔国保年金課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第56号令和7年度市川市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔介護保険課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 質疑はないか。

○増田好秀委員 1点、総括で伺いたい。100ページ、101ページ、3款地域支援事業費3項包括支援事業・任意事業費2目任意事業費12節委託料の食の自立支援事業委託料25万3,000円の積算根拠を伺いたい。現在、各月が何件で、予想は何件上回るか。

○地域包括支援課長 当初の見込みでは各月1,235件だったのが決算見込み1,275件になり、合計489件ほど上回ると見込んでいる。

○増田好秀委員 確認である。当初見込みが各月1,235件で、決算見込みが1,275件。ギャップは各月40件増えていると思うが、489件になるのか。

○地域包括支援課長 当初は年間合計で1万4,820件、決算見込みだと1万5,307件で、先ほど申し上げた1,235、1,275はおおよその数字である。差額で申し上げた489件は、487件であるのでこの場で訂正したい。少し読み間違えていた。小数点のこともあったので、ちょうどにはならなかった。

○増田好秀委員 年間1万4,800件だったのが1万5,300何件、ギャップ分が487件

で、月1,235件から恐らく40件ぐらい増えて1,275件との答弁をいただいたと理解してよいか伺いたい。

○**地域包括支援課** 年間1万4,820件を見込んでいた。月当たりになると約1,235件となる。決算見込みで年間1万5,307件、月当たり1,275件、差が年間で487件発生すると見込んでいる。

○**ほとだゆうな委員長** ほかに質疑はないか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ほとだゆうな委員長** 質疑を終結する。
討論の発言はないか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ほとだゆうな委員長** 討論を終結する。
採決する。
本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ほとだゆうな委員長** 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。
以降の議事については休憩後に行う。
暫時休憩する。

午後3時15分休憩

午後3時30分開議

○**ほとだゆうな委員長** 再開する。
休憩前にお諮りしたとおり、審査順序を変更しているので御承知おき願いたい。
議案第54号の質疑から再開する。

○**地域共生課長** 先ほどの増田委員の御質疑、子どもの学習支援の委託料の入札差金が幾らかお答えする。

まず、子どもの学習支援の予算は1,159万2,000円、落札額は997万6,120円、入札差金は161万5,880円である。

○**増田好秀委員** 今回流用した額が148万幾らだと思うが、161万円とのギャップ分の流用方法を伺いたい。

○**地域共生課長** 残りは戦没者追悼式等の事業に流用した。

○**増田好秀委員** イメージとしては、過去に生活困窮者の入札差金が補正で出ていて、13万円を戦没者に充てて、今回148万円は残っている分を流用したとの流れで合っているか。

○**地域共生課長** 減額補正はしていない。流用を既に行い、足りない分が今回の101万8,000円となる。

○**増田好秀委員** 足りない分は141万円ではなくて148万円ではないのか。

○**地域共生課長** まず、入札差金が161万5,880円出て、そこから戦没者の追悼式等の事業に12万7,460円を既に流用した。残額は148万8,420円となり、これを1,000円で切り捨てると148万8,000円となる。今回の行旅死亡人の委託料であるが、当初が983万6,000円、決算見込額が1,234万1,416円、不足額が250万5,416円。ここから流用可能な148万8,000円を引いたところ、残額が101万8,000円となる。それで補正予算を計上した。

○**増田好秀委員** 今回、計上しているのはこの表に載っているとおり101万8,000円で、流用額から差額分を出したのが148万8,000円との理解で合っているか。

○**地域共生課長** おっしゃるとおりである。

○**太田丈之委員** 今の説明であるが、この委託料が101万8,000円増ではなくて、本当は250万円必要であったのだと思う。この表だけだと、どこからか持ってきた減額分がしっかり出てこないで判断できないと思う。そもそも補正予算の組み方として、そのような入れ繰りはしているのか。この表は、どこから持ってきたかが分からない前提で見なければいけないものなのか伺いたい。

○**ほとだゆうな委員長** 部長、答弁できるか。

○**太田丈之委員** 追加で言えば、例えば決算のときに不用額があって、これをこちらへ回したと明確に入れてくれている。それが、この補正だと分からない。それ前提で組んであるのか、ここだけが少し違うのか伺いたい。

○**地域共生課長** 既に流用を行っており、今回に関しては、それで足りなかった分を補正額として上げた。

○**太田丈之委員** 流用は既に過去のどこかでしているのか、我々のほうへ何かしら見せているものなのか。

○**地域共生課長** 確かに補正予算書からは見えないものである。流用をどこからするかは庁内で財政部門とも協議し、今回に関してはそのような結論になったところである。

○**ほとだゆうな委員長** 課長にいただく答弁には恐らく限界があるような内容だと思うので、次長または部長から御答弁願いたい。

○**福祉部長** 説明が不慣れで申し訳ない。事業間流用と言う、同じ項目の中で流用するのは内部でもいいとのルールであったので、当然財政部とも調整して流用させていただいた。今回の見込みが、流用してもなお足りないもので、この金

額を補正として計上したところである。御存じだと思うが、流用に関して、節外流用は予算書の中に入ってくる。今回、委託料の中の事業間流用であるため、予算書には出てこない。

○ほとだゆうな委員長 その他質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○ほとだゆうな委員長 議案第59号令和8年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項を議題とする。

本予算の審査に当たっては、お手元に配付の審査順序のとおり進めさせていただくので御了承願いたい。

まず、第3民生費第1項社会福祉費及び第3項生活保護費について説明を求めるが、説明に当たっては、特に新規事業のもの、前年度と比べ大幅に変わった点について説明願いたい。

〔地域共生課長、障がい者支援課長、介護保険課長、国保年金課長、福祉部次長、市営住宅課長、生活支援課長 説明〕

○ほとだゆうな委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たっては、ページ数、項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○増田好秀委員 初回総括、2回目以降一問一答で4点伺いたい。

まず、184、185ページ、1目社会福祉総務費の12節委託料の成年後見相談支援等委託料3,984万2,000円は利用者を何件ほど想定しているのか。積算根拠、内訳を伺いたい。

2点目、同じページで17節備品購入費、庁用器具費22万円。何を購入予定なの

か。

3点目、186ページ、187ページ、18節負担金補助及び交付金のいちカレ事業運営費負担金397万2,000円。確認になるが、寄附金を使った3年目の事業との理解でよいか。

最後4点目、196ページ、197ページ、3目高齢者支援費の12節委託料のゲートボール場等除草委託料61万5,000円。積算根拠を伺いたい。何か所あって、場所はどこで、除草委託先はどこを想定しているのか。

○地域包括支援課長 成年後見制度利用支援事業は、成年後見を利用することや、判断力の低下した者に対する相談業務が主になっており、おおむね600件程度の相談があると見込んでいる。

○地域共生課長 185ページ17節の庁用器具費についてお答えする。

市川市戦没者慰霊式の行徳会場における市川市戦没者の霊の立札の金額になる。

続いて、187ページの18節負担金補助及び交付金の中のいちカレ事業運営費負担金についてお答えする。

こちらの財源は、今回、2月で補正したいちカレ事業に関して、185万円が朝日信用金庫からいただいた寄附金の残額である。この185万円と生活困窮者の国庫補助金133万6,000円を使い、残った金額については、新たにふるさと納税や寄附申出書による寄附金を募り、できるだけ一般財源を使わない見込みである。

続いて、197ページの12節委託料のゲートボール場等除草委託料については2か所あり、まず1か所は下貝塚にあるゲートボール場と、もう1か所は旧いこい荘になる。この2か所の草刈りとなる。

事業者は市内の事業者で、特定の事業者を想定しているものではない。

○増田好秀委員 一問一答で再質疑のあるものから聞いていく。

184ページ、185ページの成年後見相談支援等委託料で、相談が600件ほどあるのではないかとのことであるが、そもそも市内の成年後見利用者が今何人かいて、そこから増えると思っているので600件と想定していると思うが、その想定根拠はあるだろうから、聞けるようであれば伺いたい。

○地域包括支援課長 今、何人が成年後見の御利用をされているかは、申し訳ないが、つかめていない。ただ、一部は申立てをしており、成年後見の利用につながるのは30件程度見込んでいるところである。内訳として、新規の相談は約240件程度で、継続で相談するのが360件程度を見込んでいる。今、おおむね月50件ほどのペースで相談を受けているので、それで600件程度と見込んだところである。

○増田好秀委員 そのようなことだと思う。食い下がって申し訳ない。大体でいい。それが100件なのか、1,000件なのか、5,000件なのか、1万件なのか。市川市の成年後見制度を利用しているのが何人ほどかは、例えば一市民と当該部署であれば情報が違うのか、少なくとも制度のようなものをもう少しいただきたい。ざっくりでいい。それでも全然分からないのであれば、その答弁で構わない。

○地域包括支援課長 確認できればと思うのでお時間いただきたい。申し訳ない。

○増田好秀委員 次に移る。185ページの17節備品購入費22万円で、行徳のところ立札を購入するとのことであるが、立札は1個買うのか、複数個買うのか。そもそもどのようなものか、もう少し詳しく伺いたい。

○地域共生課長 まず、購入の数は1つであり、サイズ感で申し上げると、8月に第1庁舎でも戦没者追悼献花式を行っているが、その立札の一回り小さいタイプで、縦横のサイズ、厚みは今手元に資料がないので後ほどお答えする。申し訳ない。

○増田好秀委員 知りたいと思っていないのでサイズは特に調べなくて大丈夫である。

立札とは、恐らく戦没者のものがあって、どんとメインで置いてあるイメージで合っているか。もう少し、何が載っているかなど伺いたい。

○地域共生課長 会場の花輪の中にある市川市戦没者の霊と書いてある、大きな木製の慰霊の品である。

○増田好秀委員 結構である。

次に移る。186ページ、187ページの18節負担金補助及び交付金のいちカレ事業運営費負担金である。3年目かと思ったが、実は4年目か。

○地域共生課長 いちカレ事業は令和5年度から始めて6年度、7年度の予定であったが、寄附金をいただいた朝日信用金庫に3年間で使い切れないと御相談したところ、令和8年度、4年目もいちカレ事業に使ってほしいとのことで御承諾いただいている。

○増田好秀委員 当初聞いていたのは、朝日信用金庫の寄附金を使った3年の事業であったが、今回の予算では寄附金が余っており、国庫補助金も使い、さらにふるさと納税で寄附金を募って4年目も実施するとのこと、一般財源を使わずに頑張るとのことだと思う。

確認したいのは、ふるさと納税では、幾ら単価のもので幾ら集めて、目標額は幾らであるのか。

○地域共生課長 ふるさと納税に単価は特になく、寄附申出書による寄附と合わ

せて80万円を目標としている。

○増田好秀委員 ふるさと納税によりいちカレ事業を実施するので、自由な金額をふるさと納税者に入力させる方法をとっているとの考え方で合っているか。素人意見であるが、2万円を40件集めると想定している。実際どのように運用しているのか。

○地域共生課長 既に市川市の公式ウェブサイトのいちカレのページで寄附金の募集を募っており、その中に寄附申出書によるものとふるさと納税によるものがあるが、例えば2万円を40本と決まったものではなくて、金額は寄附者の御意思にお任せして募ることにしている。

○増田好秀委員 確認であるが、寄附申出書は自前で作っているところなので好きな金額が書けると思うが、ふるさと納税も同様に、名前を入れて、金額を10万、5万、1万と入力して、スイッチを押せばふるさと納税として寄附金を募れるシステムとの理解でよいか。

○地域共生課長 今、ウェブサイトで実施しているふるさとチョイスにいちカレ事業を載せているが、金額を一口幾らとはしていないので、寄附者のお気持ちで幾らでも決められる。

○増田好秀委員 恐らく、ふるさとチョイスで入力するとなったら、1口1,000円で好きなだけ入れるシステム設計かと予想するが、いかがか。

○地域共生課長 いちカレ以外のものは1,000円単位になっているが、いちカレは、金額の指定がない。いちカレ事業を選んだ上で、例えば動物園のペアチケット4,000円、果汁100%の梨ジュース5本セットで1万円などの返礼品を選んでいただくことで1,000円単位の金額になる。

○増田好秀委員 恐らくふるさと納税は今の説明のとおりで、まず、返礼品ありきで、動物園は4,000円、梨ジュースは1万円と幾つか項目があって、次にいちカレなどのいろいろな事業があって、そのうちのいちカレを選ばせて、最終的な総額で80万円を目標にしていると理解したが、合っているか。

○地域共生課長 おっしゃるとおりである。

○増田好秀委員 目標80万円の達成見込みを伺いたい。

○地域共生課長 ふるさと納税ではないが、今、寄附申出書で1万円入っており、残り79万円となるが、今現在申し上げられるのは、79万円が入る確実な見込みはないが、ふるさと納税だけで……。

○福祉部次長 80万円の目標に向けて積極的にPRして、達成できるように頑張っていきたいと思っている。

○増田好秀委員 今回、寄附金とふるさと納税があると思っているが、寄附金とふるさと納税の割合はどれほどを想定しているのか。

○福祉部次長 現段階で割合までは想定していない。

○増田好秀委員 例えば1万円寄附するとなったら何ももらえず、ふるさと納税であれば梨がもらえるのであれば、普通に考えればふるさとチョイスかなと素人意見があつて、ふるさと納税頼りではないかとも思う。この点だけ伺いたい。

○福祉部次長 ふるさと納税についてもしっかりとPRしていきたいが、福祉のほうに寄附をいただくものが結構な件数ある。そのようなときにもお声がけをしていきたいと考えているところである。

○増田好秀委員 結構である。

次に移る。最後の196ページ、197ページ、12節委託料のゲートボール場等除草委託料になる。答弁で旧いこい荘とのことであったが、場所はどこか。

○地域包括支援課長 いこい荘は大町にある。

○増田好秀委員 分かった。

今回、業者は決めていないと思うが、前はどこを利用していたのか。どのように決まったのか。

○地域包括支援課長 調べる時間をいただきたい。

加えて、先ほど増田委員から御質疑があつた成年後見制度の利用者の人数であるが、家庭裁判所によると、令和6年の利用者は741名と確認が取れた。

○増田好秀委員 成年後見の件はそれで結構である。

○地域包括支援課長 先ほどのいこい荘の委託先であるが、前は岡本緑化と言う事業者に委託している。

○増田好秀委員 旧いこい荘が岡本緑化で、下貝塚はどちらか。

○地域共生課長 ゲートボール場は、これまで利用者が自主的に行っていたが、高齢のため、これ以上できないので今回から計上した。

○増田好秀委員 私の理解が間違えていたが、下貝塚は利用者が除草していて、旧いこい荘のゲートボール場は岡本緑化が実施したとの理解でよいか。

○地域包括支援課長 旧いこい荘はゲートボール場ではなくて養護老人ホームである。

○増田好秀委員 下貝塚と旧いこい荘は、以前、利用者が使っていて、今回、新規に2つとも業者を使う予算を上げているとの理解でよいか。

○地域共生課長 下貝塚のゲートボール場は、利用者がずっと自主的に除草を行っていた。旧いこい荘は今現在使われていない建物の敷地があるので、毎年、近

隣住民のためにも除草しなければならないと盛り込んだところである。

○増田好秀委員 同じことを繰り返すが、今まで下貝塚は利用者が除草していて、今回業者を雇って、旧いこい荘は岡本緑化が除草している。今回新規にどこか違うところなのかは分からないが、この2か所を業者に委託するための予算で合っているか。

○地域共生課長 おっしゃるとおりである。

○増田好秀委員 旧いこい荘の岡本緑化は委託料が幾らだったのか。

○地域包括支援課長 旧いこい荘については、直近の今年は51万3,000円で実施している。

○増田好秀委員 大町の旧いこい荘は51万幾らで、今回、下貝塚のゲートボール場を追加して、増額分は10万円のイメージである。もちろん2か所あるので61万円でいけるのではないかとのことになると思うが、61万5,000円の積算根拠はどのように考えていたのか。

○地域包括支援課長 いこい荘の分は50万円で見込んでいます。

○増田好秀委員 旧いこい荘がとても広く50万円で、恐らく下貝塚のゲートボール場は小さいところなので10万円でできるとの理解で合っているか。

○地域共生課長 おっしゃるとおりで、いこい荘が広大で、ゲートボール場は面積がかなり小さい。これは年2回行う。

○地域包括支援課長 先ほど、いこい荘の分は50万円と申し上げたが、訂正をお願いする。正しくは56万4,300円である。

○ほとだゆうな委員長 訂正を認める。

○増田好秀委員 56万4,000円でお話するが、年に2回実施するのであれば、旧いこい荘はワンショット28万円で実施してくれて、下貝塚であれば2万5,000円で除草していただく形になるが、そのような積算根拠でよいか。

○地域共生課長 まず、ゲートボール場の予算の積算であるが、2回で11万4,400円となり、残った金額がいこい荘の分となっている。

○増田好秀委員 イメージとしては、昨年の実績であると旧いこい荘が56万4,000円で岡本緑化に頼んでいたが、今回は何とかして下げて、その予算との理解でよいか。

○地域共生課長 おっしゃるとおりで、この予算の範囲で2か所行うことになる。

○増田好秀委員 分かった。今後の実績を注視する。

○大場 諭委員 最初に項目を挙げて一問一答。まず1項目め、当初予算案説明書の27ページ、高齢者・障がい者等への支援で重層的支援体制整備事業6,800万

円。次の28ページの生活支援体制整備事業・認知症総合支援事業が2つ目。3つ目が32ページ、結婚から子育ての支援の充実、新婚生活住まい応援事業4,900万円。予算書は、185ページの12節委託料の中の下から2番目、地域づくり事業委託料についてが4つ目。187ページの19節扶助費の一番下、住居確保給付金。209ページの住宅管理費の14節工事請負費の改修工事、市営住宅改修工事費。項目は以上である。

まず、予算案説明の27ページ、重層的支援の6,800万円であるが、今回、がじゅまるを入れて包括的な支援体制をつくるとのことであるが、予算書を見ると、どこに当たるのか。まず、予算書6,800万円の内訳を伺いたい。その中で、特にコミュニティソーシャルワーカーと、この事業内容の下に出てくる地域福祉専門員はどのような資格を有した者か、どれほどのことをこの専門員に要求するのか。この項目については、その内容の質疑である。御答弁願いたい。

○地域共生課長 当初予算案説明書の27ページ、2番の高齢者・障がい者等への支援で重層的支援体制整備事業の予算6,864万6,000円の内訳を予算書と照らし合わせてどこが該当するのかをお答えする。

まず内訳であるが、予算書で申し上げると、185ページの12節委託料の5番目の多機関協働事業等委託料3,875万8,000円、その下の地域づくり事業委託料2,970万8,000円と、183ページの7節報償費の中の講師謝礼金18万円のうち10万円、同じく183ページの需用費の印刷製本費10万8,000円のうちの8万円の合計額が8年度の当初予算の6,864万6,000円となる。

多機関協働等の事業者、コミュニティソーシャルワーカーの資格について、どのような要件になっているかをお答えする。

まず、コミュニティソーシャルワーカーは4名であるが、資格の要件は社会福祉士の資格を有していること、または千葉県及び千葉県社会福祉協議会が実施する千葉県コミュニティソーシャルワーカー育成研修を修了していること、または社会福祉に関わる業務に10年の従事経験を有していること。多機関協働事業の委託に関しての資格要件としては、まず保健師、臨床心理士の資格、社会福祉士の資格、精神衛生福祉士の資格のうち、いずれかを有していること、または相談業務に10年以上従事している相談員を1名以上と保健師または社会福祉士、精神保健福祉士のうち、いずれかを有していること、または相談業務に3年以上従事している職員1名になっている。

○大場 諭委員 1点だけ再質疑する。今、それぞれ御説明いただいた包括的な支援体制とのことであるが、実際に生活困窮者にアウトリーチするのが、がじゅ

まるである。全体を見ている統括もしくはコーディネートする者については、どのような形になっているのか。

○**地域共生課長** 多機関協働事業等の委託の仕様書においては、統括者として、保健師、臨床心理士、社会福祉士、精神衛生福祉士のうち、いずれかを有していて、または相談業務に10年以上従事している主任相談支援員1人以上配置し、その下に相談支援員を2名以上配置している。

○**福祉部次長** それぞれの委託事業の取りまとめではないが、この予算書でいくと多機関協働事業等委託料の中で委託している、がじゅまる+が専門の支援員に対して支援を行う役割を担っている。

○**ほとだゆうな委員長** 大場委員に申し上げる。

先ほど質疑いただいた残りの項目であるが、第2項の児童福祉費であるので、この後の説明のときに御質疑をお願いします。

○**大場 諭委員** 分かった。

予算書に移る。187ページの一番下、住居確保給付金の事業内容について。

○**地域共生課長** 住居確保給付金については、失業や、個人事業主で事業の継続ができず住居を失ってしまう者に対して、就労活動を条件として、その世帯の人数に応じて家賃補助を行うものである。

○**大場 諭委員** この事業はもともとあったのか。気がつかなかった。

○**福祉部次長** 生活困窮者自立支援法の中で、市の必須事業となっている。

○**大場 諭委員** 理解した。

最後、予算書の209ページの一番上、住宅管理費の改修工事費2億6,200万円。具体的な場所と改修工事費の内容についてお願いします。

○**市営住宅課長** 工事の場所であるが、北方第一団地の外壁と屋上防水棟、もう一つは北方第二団地の外壁の改修工事となっている。

○**大場 諭委員** 分かった。これだけか。老朽化はもっとたくさんあって、去年も12月に補正で700万円積み増した。配管などの老朽化が進んでいるところがもっとあると思うが、この2億6,200万円については、この2か所だけが入った金額でほかの予算はないのか。

○**市営住宅課長** 長寿命化計画に基づいて工事をしている。長寿命化計画では棟数はもっとあるが、工事部門が予算前にする現地調査の際に老朽度、緊急度が比較的高い団地として、今回2つが選抜された。

○**大場 諭委員** 最後に意見だけ。老朽化は私も議会で何回も質問しているが、今、いろいろなところで、特に宅内の配管の老朽化によって漏水が発生して使え

なくなってきたいる団地が、地雷のように発生している。そこに手当てをしてい
かないのは、予算としては、私はどうなのかと。これは質疑しないが、補正でぜ
ひ頑張っていたきたい。こちらもいろいろ回って資料を提供する。使えなくな
るのは時間の問題である。意見だけ言って終わる。

○石原みさ子委員 予算書から3件である。

まず、予算書183ページ、7節報償費の中の下から2つ目、再犯防止推進計画策
定委員報償金。この内容と人数、また、委員はどのような者なのかを御説明願
いたい。

185ページ、12節委託料、2つ目の行旅病人死亡人等処置委託料979万1,000円の
内訳を御説明願いたい。

3点目、191ページ、18節負担金補助及び交付金の下から4つ目、生活介護事業
所特別支援事業費等補助金1,978万2,000円であるが、これは生活介護事業所何か
所の合計になっているのか。

○地域共生課長 まず、予算書の183ページ、7節、報償金の再犯防止推進計画策
定委員報償金について御説明する。

今、策定中の市川市再犯防止推進計画策定委員に報償金を支払うものであり、
構成は大学教授、弁護士、警察関係者2人、法務省の千葉保護観察所、市川浦安
地区保護司会、市川地区更生保護女性会、BBSの会、市川社会福祉協議会、基
幹相談支援センターえくる、生活サポートセンターそら、多機関協働等事業者が
じゅまる+、市川市民生委員児童委員協議会、市川市自治会連合協議会、市川市
小中学校長会、市川保健所、市川公共職業安定所、ハローワークの委員から成る
17名で構成されており、そのうち報酬は11名分必要である。1回開催すると報償
金が9,100円出る。9,100円掛ける11人を年2回想定しているので、合計で20万200
円となり、切り上げて20万1,000円となる。

続いて、予算書185ページの12節委託料の行旅病人死亡人等処置委託料の内訳
について御説明する。積算としては、55人分の死体検案料270万8,750円、死体処
置料375万1,000円、ひつぎ代113万7,400円、運搬代90万7,500円、安置保管料60万
5,000円、火葬料37万1,250円、骨つぼ代15万5,100円、合計で963万6,000円となる
が、そのほかに行旅病人の救護の委託料が別に10万円、無縁墓地の遺骨の埋葬料
5万5,000円、合計で979万1,000円となる。

○障がい者支援課長 予算書の191ページ、下から4つ目の生活介護事業所特別
支援事業等補助金は何か所かとの御質疑であったが、事業所7か所を対象とさせ
ていただいている。

○石原みさ子委員 まず、183ページの再犯防止推進計画策定報償金の内訳は分かった。この再犯とは、罪を犯した者の再犯の意味であると思うが、再犯率はどんどん上がっていて半分が再犯である。この策定に関しては令和8年度2回分とのことであったが、2回で完結する予定なのか。

○地域共生課長 8年度に完結する。

○石原みさ子委員 この件に関しては結構である。

次の185ページの行旅病人死亡人等処置委託料の内訳を詳細に言っていたが、結局55人分か。

○地域共生課長 55人分である。

○石原みさ子委員 先ほどの補正で、令和7年度見込みは90件以上あったが、それを考えると当初の見込みが甘いのではないかと思うが、いかがか。

○地域共生課長 おっしゃるとおり、補正したばかりで、当初の見積りが甘いのではないかとの御指摘もごもっともである。55件となった根拠であるが、7年度は決算見込みが92件と突出して多いが、過去5年、令和3年度から令和6年度の平均値を取って55件としたものである。

○石原みさ子委員 令和3年から6年までの平均で考えたとのことであるが、なぜそのように考えるのか分からない。この委託料はどんどん増えていると私は理解しているが、8年度も補正をかけなければいけないと思いながら当初を出しているのか。

○地域共生課長 必ずしも補正予算を前提としたものではないが、例えば過去5年の数値でいくと、令和3年度は54件、令和4年は47件、令和5年は49件、令和6年は上がるが63件となっており、少ない年もあることから、必ずしも令和7年度が高くなったので、その次の年も同じような数字になるのではなくて、低い数値で落ち着く場合もある。そのような見込みで55件とした。

○石原みさ子委員 考え方は分かったが、私自身はあまり納得できない。当初の見込みを考える上では甘いのではないかとの指摘にとどめる。

次の生活介護事業所7か所は理解した。

○ほとだゆうな委員長 暫時休憩する。

午後4時57分休憩

午後4時58分開議

○ほとだゆうな委員長 再開する。

ほかに質疑はないか。

○久保川隆志委員 一問一答で1点。予算書203ページ、老人福祉施設費の需用費

の施設修繕費、御説明では老人いこいの家の和式トイレを洋式化、シャワートイレも含めてとの話であったが、例えば老人いこいの家の全てが和式ではなく、洋式になっているところもあると思う。その状況と、あと何基ほどを想定しての内容か。詳細を伺いたい。

○地域共生課長 内訳であるが、6か所ある温便座が約500万円、エアコン2台、蛍光灯からLEDに替えることで425万円。こちらが増額した金額であるが、細かい場所については、洋式の温便座はいきいきセンター大洲が4か所、いきいきセンター宮久保が2か所で合計6か所。エアコン2台はいきいきセンター日之出、LED化2か所は今資料がないので分からない。申し訳ない。これは調べて後ほどお答えする。ほかにも、例えば事務室の床の修繕はいきいきセンターの本館、換気扇の修繕はいきいきセンター塩浜、野外フェンスの修繕はいきいきセンター日之出、ガラス飛散防止シートの修繕はいきいきセンター大洲、ふすま等の修繕はいきいきセンター宮久保などとなっている。

○久保川隆志委員 洋式化に関しては大洲4基と宮久保2基と分かった。それが500万円であるが、それ以外は和便器ではなくなっているとの捉え方でいいか。再確認である。

○地域共生課長 おっしゃるとおりである。

○久保川隆志委員 新年度の当初予算の中で6基が洋式化されて、いこいの家に関してはすべて完了するとの捉え方で間違いないか。最後の確認である。

○地域共生課長 全部、洋式トイレの温便座化になる。

○地域包括支援課長 発言の訂正をお願いします。

予算書197ページの第3目高齢者支援費の第12節委託料のゲートボール場等除草委託料の件で、増田委員から御質疑いただいていたが、内訳の点で訂正したい。

まず、いこい荘を56万4,300円と申し上げたが、正しくは50万円の誤りとなる。したがって、ゲートボール場は11万5,000円となる。それが1点。

直近の除草の実績の委託料について51万3,000円と申し上げたが、これが税抜きの金額になり、税込みで56万4,300円となり、そこの点で誤った。申し訳なかった。

○ほとだゆうな委員長 訂正を許可する。

○増田好秀委員 もともと旧いこい荘が50万円であれば、この積算根拠に関しては、旧いこい荘が50万円で、下貝塚が11万円であるので、想定どおりの積算との理解で合っているか。

○地域共生課長 おっしゃるとおりである。

○ほとだゆうな委員長 お諮りする。

以降の議題については明日審査することにした。これに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ほとだゆうな委員長 御異議なしと認める。よって以降の議題については明日審査することに決した。

○ほとだゆうな委員長 本日はこれをもって散会する。

午後 5 時 5 分散会